

本当にそのまま“ずっと”住み続けられる？ 住宅のリースバック契約は慎重に

〈相談事例1〉

自宅を売却してそのまま住み続けられるという制度に興味があり、事業者に連絡を取って資料を請求したいが、事業者を信用してもいいか。
(80歳代 男性)

〈相談事例2〉

居住しているマンションを担保に借金したが返済できずに半年間滞納していたところ、不動産会社から退去してほしいと言われた。不審に思って登記簿を取得したところ、マンションの名義が変更され、個人へ売却したことになっていた。だまされたのか。
(60歳代 男性)

《アドバイス》

- 住宅のリースバックとは住宅を売却して現金を得て、売却後は毎月賃料を支払うことでそのまま自宅に住み続けられるサービスです。
- 自宅を売却した場合、クーリング・オフはできません。売却後もそのまま住み続けたい場合、家賃を支払い続けられるかよく確認しましょう。
- 国土交通省の「住宅のリースバックに関するガイドブック」を活用しましょう。
- 不安な時や不明点があった時は、消費生活センターへご相談ください。

※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所3M3714F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん